

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

偶然の出来事や不思議な巡り合わせは私たちの日常には度々起こります。電話を掛けようと思った人から電話が掛かってきたり、ある人の話をしていたら、その人が現れたりすることがあります。これらの現象を心理学者のユングは「シンクロニシティ」と名付けました。深い部分では人は繋がっているということです。

経営の目的も、いかに顧客との繋がりを広げて深めていくかにあります。顧客のことを強く思えば顧客にも気持ちが伝わります。その意識は自分の言葉や行動や表情に現れてきます。

私の書棚より

○歴史を学ぶ意味は二つあります。ひとつは現代につながる考え方や社会のありようを知ること。そしてもうひとつが、平和な時代が続けられなくなつた理由について考えることです。すなわち、それは国家と国民の運命を知ることなのです。

○科学は経験の蓄積によって確実に進歩をとげるが、人類が科学とともに進化していると考えるのは重大な錯謬である。

「日本の運命について語ろう」
浅田次郎著 幻冬舎

税務アンテナ

□平成 26 年に住宅の取得等をして居住の用に供し 10 年以上の償還期間の借入金がある場合には、年末借入金残高の 1 % の所得控除が 10 年間適用されますが、その限度額は 20 万円までとされています。ただし、平成 26 年 4 月 1 日以後に消費税 8 % で取得等して、居住の用に供した場合には、その控除限度額は 40 万円までとなります。

また、当初の借入金を金利の低い借入金へ借換える際に抵当権抹消費用等を含めて借入を行うなど、借換え直前における当初の借入金の残高より新たに借入金が多い場合には、その増加した借入金額の割合は控除対象にはなりません。

□代償分割とは、遺産の全部または一部を現物で取得した相続人が、他の相続人に金銭等で支払う方法をいいます。

ただし、相続した財産を超える代償金は贈与とみなされるため、被相続人の財産ではない生命保険金で代償分割をする場合には、生命保険金以外の相続財産を超える代償金は贈与とみなされます。この場合の相続財産は債務を控除する前のものです。

また、遺産の現物を取得した相続人が譲渡により得た金銭を支払う場合も代償分割になりますが、譲渡所得税は、その現物を取得し、譲渡した相続人が負担することになります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

3月の税務スケジュール

10日	○2月分の源泉所得税の納付
15日	○所得税の確定申告・贈与税の申告書提出 (休日につき 16 日)
31日	○1月決算法人の確定申告 ○7月決算法人の中間申告 (予定申告)

31日	○4月、7月、10月決算法人の消費税中間申告 ○3月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	--

今月の贈る言葉『目を星に向け、足を地につけよ』 by ルーズベルト